



UNIC Tokyo Dateline UN

May 2000 Vol.11

国際連合広報センター

国連「新しい世紀 こどもの願い」展

こどもの城（東京）で開催

国連「新しい世紀 こどもの願い」展は、西暦2000年を記念して、ニューヨークの国連本部で1999年12月から2000年2月まで実施された展覧会の日本展です。ニューヨークの展覧会には、世界40カ国の子供たちから、21世紀の夢を描いた作品約4,000点が寄せられました。日本展では、この中から32カ国、絵画144点、エッセイ63点、写真数展が展示されており、現在、東京の「こどもの城」で開催中です。主催は国連広報センターの他、こどもの城（財団法人児童育成協会）、読売新聞、財団法人日本テレビ放送網文化事業団です。

開催に際して、法眼健作国連広報担当事務次長から次のようなメッセージが寄せられました。「2000年は国連にとって特別な年です。この秋に予定されている国連のミレニアム（千年紀）総会とミレニアム・サミットに加え、今年に国連が定めた平和の文化のための

「新しい世紀：子どもの願い」展ポスター



国際年でもあります。平和の文化のための国際年は、文化の多様性の尊重と、寛容・連帯・協調・対話・和解の促進を呼びかけています。まさにこの点で、「国連 新しい世紀・こどもの願い展」は、国境を越え、文化を越えて、子ども達のための相互理解を促す優れたお手本だといえましょう。子どもは将来の地球市民であり、私たちの社会にとって最も活力あふれる宝物です。この印象深い展示会を通して、新しい世紀をより良いものにするために、子ども達がこれからも益々重要な役割を果たしてくれることを期待いた



展示会場の様子

参加した子供たち



INSIDE

UNTAET	2
UNEP - IETC	4
NPT 再検討会議	5
世界報道自由デー	7
花博での国連展示	8
国連切手	8

<http://www.unic.or.jp>



します。」

会期：2000年4月22日(土) - 5月21日(日)
(4月24日・5月1・8・9・15日は休館)
場所：子どもの城アトリウムギャラリー
〒150 - 0001 東京都渋谷区神宮前5 - 53 - 1
TEL:03 - 3797 - 5666
時間：土・日・祝日10:00 - 17:30(入場は17:00まで)
料金：子どもの城の入館料が必要。大人500円/子ども400円
後援：外務省、厚生省、文部省、日本テレビ
協力：日本航空



テープカットに参加する当広報センター所長(左から2人目)



デメロ事務総長特別代表
東京での会談にて



デメロ・東ティモール担当 国連事務総長特別代表、訪日

4月8日から13日までの6日間、東ティモール担当国連事務総長特別代表およびUNTAET(国連東ティモール暫定行政機構)の長であるセルジオ・ビエラ・デメロ氏が訪日しました。4月10日、日米欧委員会東京総会において「グローバル・ガバナンス(統治)と国連」というタイトルで講演を行いました。講演のなかで、東ティモールとコソボに関して安全保障理事会から委任されている統治的役割は、国連にとって創設以来初めての経験であるとし、様々な困難を乗り越えてその実験的試みを成功させるには日米欧委員会メンバーをはじめ国際社会の協力が必須である、と訴えました。日米欧委員会は、デービッド・ロックフェラー氏などの有識者の提案に基づき、国際関係の改善と強化を目的として、日本、北米、西欧の民間人が推進役となって1973年6月に設立された国際協議グループです。日米欧委員会の第一回総会は同年10月に東京で開催されました。現在では三地域の各界を代表する民間指導者約320名によって組織されており、民間非営利の政策協議グループとして政府、民間の指導者に対して政策提言を行っています。今回の東京総会で国連からの出席者デメロ氏に期待されたのは、重要な国際問題としての東ティモール問題を通して、国際的な相互理解を深め、この問題に対する政府と民間の関心を喚起することにあります。

デメロ事務総長特別代表は滞在中、山本一太外務政務次官、外務省経済協力局長、同省国際社会協力部長および総理府国際平和協力本部事務局長と精力的に会談を行い、東ティモールの独立と国造りに向けた国連の復興・開発支援策を説明し、日本からの温かい支援が引き続き行われることを要請しました。また、インドネシアと密接な二国間関係を持つアジアの国 - 日本 - がワヒド・インドネシア大統領の提唱する民主主義に基づく対東ティモール政策を支援することが究極的に地域の安定に貢献する、と述べました。国連としては、ワヒド大統領の政策がインドネシア国民と政府全体によりよく理解してもらえるよう、日本がその二国間関係の中で働きかけるよう期待している、とデメロ氏は付け加えました。東ティモールの強力な支援国である日本に対して、昨年12月に東京で開催された東ティモール支援国会合のフォローアップとして6月に

リスボンで予定されている会合へのハイレベルな代表の派遣を訴えました。今回このようなデメロ特別代表の要請に対し、政府関係者から東ティモールに対する積極的な支援が約束されました。

自民党本部では高村正彦自民党国際局長と会談し、高村氏が外務大臣就任中、国連機関などを通して東ティモールに対して日本が決定した支援に対して、デメロ代表は改めて感謝の意を表しました。民主党本部で行われた羽田孜党幹事長との会談には、同党から梁瀬進党国際交流委員長と笹野貞子党中央選挙管理委員会委員長も参加し、デメロ氏は質疑応答のなかで現地の状況を説明した後、今後の課題を提示しました。羽田党幹事長は、昨年11月に現地を視察しており、また笹野議員は昨年9月に東ティモールで行われた「自治か、インドネシアからの分離・独立か」を問う直接投票へ日本からの選挙監視員として参加しており、党として東ティモール問題に強い関心を持っていることが示されました。



今回、デメロ国連事務総長特別代表は1月中旬に東ティモールおよびインドネシアを訪問した東祥三前総括政務次官とも面談しました。東氏は総括政務次官として東ティモールを訪問した際、現地情勢の視察を行うとともに、デメロ特別代表ほか高橋昭人道支援・緊急復興担当国連事務総長副特別代表らに会うとともに、シャナナ・グスマン・ティモール抵抗民族評議会（CNRT）議長、ラモス・ホルタ同副議長、ペロ司教とも意見交換を行っています。

今年に入って日本政府とJICA（国際協力事業団）が、東ティモールのディリに各々現地連絡事務所を開設したことも多くの会談の中で言及されました。3月10日に開所した日本政府の事務所に関して、その役割としてUNTAETとの連絡調整が中心的な業務となり、JICA等の援助機関や日本およびその他の国のNGOとの連絡調整、さらには邦人保護というような任務に当たることになる、ということが外務省から説明されました。日本政府は東ティモールの復興・開発のため今後3年間で約1億ドルの拠出を行うことを約束しています。外務省関係者に対し、現地事務所を通して行われる東ティモールの復興・開発促進を目的とした日本政府の支援の実施を大いに期待している、とデメロ事務総長特別代表は伝えました。デメロ事務総長特別代表は藤田公郎JICA総裁とも会談し、JICAが3月にディリ事業所を開設し本格的な支援に乗り出していることをUNTAETとして大いに歓迎している、と述べました。東ティモールの国連事務総長副特別代表には上記JICAの高橋昭前技術参与が就任しています。

デメロ事務総長特別代表(中央)
東ティモールにて



デメロ事務総長特別代表(左)とグスマン議長(中央)



東ティモール人を診察する
UNTAET 医療チームの医師



子供に話しかける UNTAET 職員





スティーブ・ホールズ
UNEP-IETC 所長

国際環境技術センター (UNEP - IETC)

国際環境技術センター（IETC）は、1994年4月に設立され、大阪および滋賀に事務所があります。国連環境計画（UNEP）の技術・産業・経済局の重要な一部を構成している IETC の主な任務は、開発途上国および経済が移行期にある国々において環境上適正な技術（Environmentally Sound Technologies：EST）の適用を促進することです。中でも、IETC は、下水、大気汚染、廃棄物、騒音等の大都市の環境問題および淡水湖沼流域の管理に関する問題に取り組んでいます。

IETC は次の二つの財団から支援を受けて活動しています。一つは、都市環境問題に取り組んでいる地球環境センター（GEC）で、もう一つは、淡水資源の持続可能な管理に関する豊富な知識・経験を生かして貢献している国際湖沼環境委員会（ILEC）であり、それぞれ大阪、滋賀に事務所を置いています。

IETC の活動方針は、国連環境開発会議（UNCED）で採択されたアジェンダ 21 に基づき、1) 環境上適正な技術に関する情報へのアクセスの改善、2) 技術協力、技術提携および技術移転の促進、3) 各国に適した能力開発、をその主な項目としています。これに関して IETC は、結果を重視した事業計画を進めており、これらの専門分野で中心的な役割を果たしています。活動内容としては、EST に関する情報源の調査、関連のデータベースの構築、EST に関して一般市民の興味・関心を惹きつけるためのニュースレターの発行、EST の情報普及の専門図書等の刊行があります。また、「持続可能な都市プログラム（SCP）」という国連人間居住センター（UNCHS [Habitat]）と UNEP との共同プロジェクトにおける特定の都市向けのローカル・アジェンダ 21 の立案、諮問サービスの提供、特定湖沼流域の持続可能な管理のための行動計画の立案、EST の移転・管理に関する政策決定における研修ニーズの調査、EST の採用・適用・運用のためのパイロット計画の企画と実施、大都市および淡水流域の技術管理のための研修教材の作成等も IETC の重要な活動として挙げられます。併せて、IETC は、他の多くの国連機関および国際・二国間資金援助機関、技術援助機関、民間、学界および NGO、財団および団体とのパートナーシップを構築・推進しながら活動しています。

なお、本年2月1日、スティーブ・ホールズ氏が IETC の新所長として就任しました。氏は、環境研究科学者およびコンサルタントとして多年にわたる経験をもっており、過去20年にわたりエンジニアおよび生物学者として、国際機関、内外の NGO、政府省庁、産業界において様々な事業を実施してきました。また、ホールズ氏は学術分野でも活発に活動を行っており、1995年には、英国のルートン大学に持続可能な開発研究所を創設し、1997年まで所長として務めました。欧州では、1991年から1992年まで、「エコマネジメントと監査の枠組み」の規定の作成に関与し、また、1997年から1998年までは欧州における廃棄物管理のための政策・戦略の立案に関する欧州委員会運営グループのメンバーとして活躍しました。加えて、持続可能な開発・環境基準・専門性の向上の促進を目的として、ブリュッセルを拠点に活動している欧州環境開発学会では、事務局長も務めました。最後に、今後も開発途上国等における EST の適用の促進に向け、IETC は一層努力していく所存です。（本文はホールズ所長の原稿を当広報センターが編集したものです。）



今年の世界環境デーのロゴマーク

国連クイズ

以下の国連平和維持活動の日本語訳を考えてみて下さい。

- 1) UNMIBH (UN Mission in Bosnia and Herzegovina)
- 2) UNMOP (UN Mission of Observers in Prevlaka)
- 3) MIPONUH (UN Civilian Police Mission in Haiti)
- 4) UNMIK (UN Interim Administration Mission in Kosovo)
- 5) UNAMSIL (UN Mission in Sierra Leone)
- 6) UNTAET (UN Transitional Administration in East Timor)
- 7) MONUC (UN Observer Mission in the Democratic Republic of the Congo)
- 8) MINURCA (UN Mission in the Central African Republic)

核不拡散条約（NPT） 再検討会議

2000年4月24日－5月19日

以下は国連ニューヨーク本部で開催したNPT再検討会議に
おけるアナン国連事務総長の冒頭演説です。

現在、国家間および国内の関係において大きな変革と挑戦が起きています。私たちは、共通の未来にとって死活的な重要性を持つ問題、すなわち、核不拡散条約（NPT）に体现された不拡散と軍縮という約束をどのように実現していくかという問題の進展を図るため、ここに集っているのです。

平和と安全への新たな脅威が生まれているこの時代に、私たちは以前にもまして、地球上の人類の生命存続それ自体を相変わらず脅威にさらしている大量破壊兵器の拡散を食い止め、削減することに傾注する必要があります。新たな千年紀の最初の年を迎え、NPTの必要性はかつてないほど高まっています。しかし、今日ではそこにいささかの逆説が見られます。締約国が187カ国に及んでいることが、NPTの地球的なアピールのあかしですが、これまでの実施状況は満足できるものではありません。

皆様にとっての今後の課題は、全締約国が条約のすべての条項を完全に実施することを確保するためのプロセスに着手することにあります。これからの道程は長いものの、私は最近の5年間に真の意味での前進が見られたと信じています。この前進が、皆様の努力に確信と着想を与える源となるべきです。冷戦の終結以来、核兵器の数は減少を続けています。ほとんどの核兵器保有国は、兵器用の核分裂性物質を製造していないことを宣言しました。これまで敵対してきた核保有国も、兵器がもたらす脅威を軽減すべくお互いに協力しています。核の保障措置は強化されました。非核地帯加盟国の数も増えています。包括的核実験禁止条約（CTBT）の交渉が行われ、条約自体はまだ発効していないものの、事実上の実験停止が続いています。さらに今年4月、ロシア議会はSTART条約とCTBTを批准しました。私は、これらの決定を歓迎するとともに、これら条約の発効の見通しが強まるものと期待しています。

これは間違いなく、成果と苦心の前進を示すあかしです。しかし、核戦争の脅威に対して、今は手を緩める時ではありません。この21世紀の幕開けにおいて、核戦争は極めて現実的で、しかも非常に恐ろしい可能性を持っています。皆様はきょう、この厳しい現実と対峙しています。それは私たちに、利用できるあらゆる手段を用い、同等の揺るがぬ決意を持って、不拡散と軍縮という条約の目標を追求する義務を課す現実なのです。秘密裏に進められていた核兵器開発プログラムの発覚を目の当たりにしただけでも、この挑戦の大きさは把握できるはずで、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の拡散は依然として、平和への重大な脅威であるとともに、各加盟国にとっての重大な挑戦でもあります。事実、NPTの不拡散義務の遵守は引き続き不完全であり、必ずしも満足できるものではありません。私はきょう、すべての締約国に対し、この共通の脅威と闘う努力を一層強めるとともに、遵守に関する保障の強化を図るIAEA議定書に署名し、これを発効させるよう呼びかけます。1998年のインドとパキスタンによる核実験は、核実験と核拡散を禁止す

核不拡散条約（NPT）

1970年に発効し、2000年4月現在の加盟国は核兵器の所有を認めた5カ国（中国、フランス、ロシア連邦、英国および米国）を含む187カ国。核不拡散条約（NPT）は、核兵器の拡散を抑制する国際的努力の柱石として一般に認識されています。その条約の規定のもとに、締約国は核軍備競争を終わらせる措置と核軍縮および一般完全軍縮について誠実に交渉する責任を負っています。1995年、NPTの締約国は、その規定を無期限に延長することを決定しました。NPTの無期限延長は、核兵器を取得しないとの非核兵器国の公約を恒久的なものにしたのです。NPTの規定に基づき、国際原子力機関（IAEA）は核物質が軍事目的に転用されないように検証する任務を与えられており、日本を含む非核保有国の査察を行っています。



ウィーン国際センターにある
IAEA本部

Visit our website
<http://www.unic.or.jp>

クイズの答え

- 1) 国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション
- 2) 国連プレブラカ監視団
- 3) 国連ハイチ文民警察ミッション
- 4) 国連コソボ暫定行政ミッション
- 5) 国連シエラレオネ・ミッション
- 6) 国連東ティモール暫定行政機構
- 7) 国連コンゴ民主共和国ミッション
- 8) 国連中央アフリカ・ミッション

非植民地化に関する 新ウェブサイト発足

国連広報局は新たに非植民地化に関するウェブサイトを発足させました。「国連と非植民地化」と題するこのサイトは、国連の成功物語の一つを説明するものです。

1945年の国連創設以来、かつては植民地としての支配下にあった80を超える国々が独立主権国家として国連に加盟しました。加えて、その他多くの地域が他の独立国家との政治的連合、あるいは、他国との統合を通じ、民族自決を達成しています。この歴史的な変革に果たした国連の役割は大きいものです。

今日も残っている非自治地域は米領サモア、アンギラ、バミューダ諸島、英領バージン諸島、ケイマン諸島、東ティモール、フォークランド（マルビナス）諸島、ジブラルタル、グア

7ページへ続く

るという地球的規範にとって深刻な打撃であり、拡散と闘う必要性を誰の目にも明らかにしたものといたします。

私たちはまた、NPTの軍縮目標を達成する上で、大きな挑戦に立ち向かっています。核保有国の手には3万5,000発の核兵器が残っており、うち数千発は依然として、即時発射が可能な警戒配備の状態にあります。戦略核兵器や戦術核兵器についても、長年にわたって軍縮交渉は途絶えたままです。軍縮会議は引き続き、軍縮を目指す唯一の多国間交渉機関となっていますが、核軍縮その他の問題についての前進を図るその努力は、コンセンサスの欠如によって妨げられています。極めて正直なところ、既存の多国間軍縮機構の多くは、衰弱し始めています。問題は機構それ自体にあるのではなく、これを利用する政治的意志が明らかに欠如していることにあります。

事実、ここ数年間、すべての核保有国が核兵器保有政策の再確認を行っています。核による先制攻撃の可能性を温存している国もあれば、非核保有国に対しても核兵器の使用を辞さないとしている国もあります。また、一部の国がその核兵器に関する新たな情報を提供してはいるものの、核兵器の数および核物質の保有量については、透明性の欠如という問題が残っています。

私はここで、核軍縮の分野で私たちが直面するもっとも新しい挑戦について触れたいと思います。それは国家のミサイル防衛を図ろうとする圧力の強まりです。この圧力は、「戦略的安定性の礎石」と呼ばれている対弾道ミサイルシステムに関する条約（ABM条約）を危機に陥れるばかりでなく、新たな軍拡競争、さらには核軍縮と核不拡散の頓挫をもたらし、ミサイル拡散への新たなインセンティブを生みかねません。私は、地球の安全を高めるどころか、これを損いかねないプロセスに着手する前に、すべての国々がこうした危険と挑戦を慎重に検討するものと期待しています。

私がこうした挑戦に言及したのは絶望からではなく、これにうまく立ち向かい、過去5年間に達成された前進をさらに進める能力が皆様にあると信じるからです。私は、これを達成するためのもっとも効果的な方法は、特定の指標に焦点を絞った結果志向の条約再検討プロセスに着手することではないかと考えます。CTBTの発効はその一つの指標といえましょう。さらに、2つ目の指標は、場所に関係なく、核兵器の備蓄量の大幅な不可逆的な削減、3つ目は既存の非核地帯の足固めと新たな非核地帯に関する交渉、4つ目は非核保有締約国に対する拘束力を伴う安全保障、そしてさらにもう一つは、核兵器と核物質の所有に関する透明性の向上であるといえます。

皆様、私は最後に、加盟国が最高の政治レベルで、既存の核兵器とさらなる拡散の双方から生じる危険を低めようとする決意を再確認することを提案します。

私たちがこうした側面で前進することができれば、条約の将来はまさに明るいといえるでしょう。もしそうできなければ、新たな千年紀は不吉な予感でスタートしたといわざるを得ないでしょう。



今年5月、アフリカ諸国を訪問した際、中央アフリカ共和国の首相と談話するコフィー・アナン国連事務総長（左）

平和の文化のための 国際年（2000年）

International Year for the Culture of Peace



国連総会は1997年11月20日、経済社会理事会の勧告に基づいて、2000年を「平和の文化のための国際年」とすることを宣言しました（決議52/15）。経社理は、文化の多様性の尊重と、寛容・連帯・協調・対話・和解の促進とを、「平和の文化のための国際年」の行動計画および目的の中心に据えることを勧告し（経社理決議1997/47）、また国連教育科学文化機関（UNESCO）をそのフォーカルポイントに指定しました。

6ヶ-ジの続き

ム、モントセラト、ニューカレドニア、ピトケアン島、セントヘレナ島、トケラウ諸島、タークス諸島・カイコス諸島、米領バージン諸島および西サハラの17ヶ所のみとなっています。現在の施政国はフランス、ニュージーランド、英国および米国です。東ティモールは現在、国連東ティモール暫定統治機構（UNTAET）の統治下にあります。国連西サハラ住民投票ミッション（MINURSO）は、西サハラでの住民投票実施に向けた活動を展開中です。

非植民地化に関するこの新しいウェブサイトは非植民地化の歴史、国連総会が採択した「植民地と人民に独立を付与する宣言」、非植民地化に関する24ヶ国特別委員会、国際信託統治制度および信託統治理事会の解説を行っています。また、サイトには非植民地化に関する「1945年の世界地図」と「今日の世界地図」も掲載されています。このサイトはwww.un.org/dpi/decolonization/newで閲覧できます。

世界報道自由デー（5月3日）

以下は2000年5月3日の「世界報道自由デー」に寄せたコフィー・アナン国連事務総長、松浦晃一郎・国連教育科学文化機関（ユネスコ）事務局長およびメアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官の共同メッセージです。

新世紀最初となる今年の「世界報道自由デー」にあたり、また「平和の文化のための国際年」の文脈において、私たちは、政府、地方自治体、軍隊を問わず、世界中の紛争状況におけるすべての活動主体に対し、あらゆる一般市民が信頼できる情報を得る権利、および、ジャーナリストがその安全、自由あるいは生命を危惧することなしに信頼できる情報を提供する権利を保護するよう促します。

報道の自由は、どの社会においても透明性、説明責任、よい統治および法の支配に不可欠です。この自由を弾圧すれば必ず、社会の結束と安定にとって由々しき結果が生じます。どのような言い訳をしようと、報道の自由が犠牲にされれば、紛争が間近に生ずる可能性が高くなります。すべての国は関連する国際人権法文書を批准するとともに、意見と表現の自由を律する国際的基準に合致するよう、その国内法体系を緻密に見直すべきです。

紛争状態においては、独立した多元的な報道を行うメディアの責任が一層重要になります。メディアは最悪の残虐行為の防止を助けることができるからです。しかし、戦闘当事者が表現の自由を敵と見なし、メディアを宣言の道具として利用すれば、中立的な報道を試みるジャーナリストは圧力、操作、脅迫、さらにはせん滅の対象となってしまいます。また、ジャーナリストが退去を強制されれば、暴力は際限なく続くこととなります。援助活動員や地域住民など、最後に残った目撃者が次なる標的となることも多いのです。

戦争の後には、自由で独立した報道の確立が、不信と恐怖を脱し、真の対

世界報道自由デー （5月3日）

国連総会は1993年12月20日、5月3日を「世界報道自由デー」と宣言しました（決議48/432）。既に1991年のユネスコ総会では「世界における報道の自由促進」に関する決議が採択されており、「自由で、多元主義的で、独立した報道がいかなる民主社会にとっても不可欠な要素である」ということが認識されていました。ユネスコ総会は、同時に、5月3日を「国際報道の自由デー」と宣言するというユネスコ加盟国の希望を国連総会に伝えていました。5月3日という日付は、国連とユネスコの共催によってナミビアのウィントフークで開催された「アフリカの独立、多元主義的な報道の促進に関するセミナー」において1991年5月3日に採択された「アフリカの独立、多元主義的な報道の促進に関するフイントフーク宣言」に因んでいます。

話が可能な環境へと至る道を提供します。なぜなら、人々は自分で考え、事実に基づいて意見を述べられるようになるからです。

また、女性の声が聞き入れられるようにするため、特に注意を傾けるべきです。多くの場合、武力紛争の影響を最初に受けるのが女性です。よって、女性が情報に十分にアクセスできること、および、女性が平等な力と平等な数をもって諸問題を報道することは正しいことであると同時に、まさに必要なことであるといえます。女性が表現の自由に対する権利を行使する上で、何らかの形式的・文化的障害がある場合、政府はこれを克服すべく、あらゆる努力を行うことが求められます。

圧政的な社会であれ、紛争時あるいは紛争後であれ、その独立性あるいは安全が脅威にさらされていながらも公正で独立の情報の流れを維持しようとする現地ジャーナリストは支援され、保護されなければなりません。国際メディアも紛争の中立的な報道を行わなければなりません。

人道上の危機、人権の侵害、および被害者にとって忘却が最悪の運命となるようなその他の状況に対して世界の注意を喚起する上で、国際メディアは重要な役割を果たすべきです。一方国際社会は報道の自由の重大な侵害を矯正すべく、努力を続けなければなりません。私たちの国連機関に代わり、また知識、正義および平和のために、私たちは、メ



国連ミレニアム記念切手

ディアがそのかけがえのない、そしてしばしば危険をともなう活動を行えるようあらゆるアプローチを模索することを約束します。



淡路花博「ジャパンフローラ2000」

兵庫県で開催されている淡路花博（ジャパンフローラ2000、3月18日から9月17日まで）では、4月10日から3日間「国連コーナー」が設置され、国連広報センターは日本にある14の国連関連機関と共にポスターや広報資料を展示しました。この展示はジャパンフローラ2000日本委員会ならびに（財）夢の架け橋記念事業会の協力を得て実現しました。4月10日の国連コーナーの開会式では当広報センターのオコンソルサノ所長が挨拶をしました。



発行：国際連合広報センター

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-70 国連大学ビル8階

TEL: 03-5467-4451

FAX: 03-5467-4455

E-mail: unictok@blue.ocn.ne.jp